実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	実施期間
社団法人日本食品衛生協会 東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	平成二十四年七月十六日から平成二十四年八月三十一日まで
一般社団法人日本食肉加工協会 東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号	
佐々木晨二 神奈川県川崎市宮前区野川三千二十四番地三藤和鷺沼コープ三百二号	

○農林水産省告示第千五百六十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十三年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年六月十四日　農林水産大臣　郡司　彰

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタＴＳＱ280―ＰＣ	212001	株式会社クボタ
〃	クボタＴＳＱ300	212002	〃
〃	クボタＴＳＦ250	212003	〃
〃	クボタＴＳＦ300	212004	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（URL:http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○国土交通省告示第七百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十四日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　荒川内川

平成八年建設省告示第千三百三十号で指定した同号十二のうち、イに掲げる土地の区域

○国土交通省告示第七百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十四日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一の滝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と三十四号を結んだ線から標柱三十五号と三十六号を結んだ線までの区間の一の滝川の中心線から左岸四・〇メートル右岸五・二メートルまでの土地の区域（昭和三十一年建設省告示第七百二十四号で指定した土地の区域、平成二十二年国土交通省告示第二百五号で指定した土地の区域及び平成二十三年国土交通省告示第二百四十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗

字長鳥

二二八一番一地先道路敷
二二七二番地先道路敷
二二六九番六地先道路敷
二二六三番一
二二五四番六
二二五四番二地先道路敷
二二五四番二
二二五〇番一
二二五一番
二二三〇番四
二二三三番地先河川敷
二二三五番一
二二三六番一
二二一九番一
二二二一番
二二二五番
二二二五番二

字谷口

二二八五番四地先道路敷
二二六三番一
二二五四番六
二二五四番二地先道路敷
二二五四番二
二二五〇番一
二二五一番
二二三〇番四
二二三三番地先河川敷
二二三五番一
二二三六番一
二二一九番一
二二二一番
二二二五番
二二二五番二

字峯尾

二二五三番三
二二一八二番一
二二一七〇番
二二一六七番三
二二一五四番一地先道路敷
二二一五三番地先道路敷
二二一五二番
二二一五二番一
二二一五〇番一地先道路敷
二二一四番一地先道路敷
二二一三番一地先道路敷
二二一二番一
二二一一番一
二二一〇番一
二二〇九番一
二二〇八番一
二二〇七番一
二二〇六番一
二二〇五番一
二二〇四番一
二二〇三番一
二二〇二番一
二二〇一番一
二二〇〇番一
二二〇〇番二

字茅ヶ谷

二二一一番一地先河川敷
二二一九二番一六

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梶原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第二千六百六十五号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原

字荒谷

一〇六九番二
一〇六九番三
一〇七一番二
一〇六九番三地先道路敷
一〇七五番四
一〇七六番二
一〇六八番五二
一〇六八番四六

一号及び二号
三号
三十五号
五号
六号
四号から六号まで
七号
八号
九号
十号
十一号
十二号
十三号
十四号
十五号及び十六号
十七号
十八号
二十三号及び二十四号
二十五号
十九号から二十一号まで
二十二号及び二十六号
二十七号から二十九号まで
三十号及び三十一号
三十二号
三十三号
三十四号
三十六号

一号から三号まで
二号、四号及び五号
三号及び七号から十三号まで
六号
十四号
十五号
十六号
十七号
八号及び九号
十号
十一号
十二号
十三号
十八号
十九号
二十号
二十一号
二十二号
二十三号及び二十四号
二十五号
十四号から十七号まで

十四号、平成二十二年国土交通省告示第二百五号及び平成二十三年国土交通省告示第二百四十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗

字谷口　二二一一〇番一
二二一一〇番二
二二一〇八番三
二二〇〇番一地先道路敷
二二一九九番一地先道路敷
二二一九八番地先道路敷
二二一九六番
二二一九七番
二二一〇一番三地先道路敷
二二一〇一番一
二二一〇〇三番
二二一〇六番
二二一〇六番地先道路敷
二二一一番一